

## 「新農政改革」の見直しに関する意見書

本年度より実施されている品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策や、現在、検討されている農地政策改革などの農政改革は、今後の我が国の食料、農業政策を大きく左右するものである。

特に、品目横断的経営安定対策については、WTO農業交渉など国際規律に基づき我が国農業を持続的に発展させるための施策とされており、本対策を着実に推進することが重要である。

しかしながら、生産現場では様々な問題が発生していることに加え、水田農業政策のあり方に対し、生産者・農業団体ともに大きな危機感を持つと同時に、将来の土地利用型農業の存続を危惧している。

また、農地・水・環境保全対策についても、合意形成に時間を要し、対策への加入に間に合わないなどの声が聞かれている。

さらに、広く一般企業の農業参入を促進する農地政策改革は、認定農業者や集落営農組織が地域の農業を担っていく本来の望ましい姿を無視するものであり、担い手への農地の利用集積と安定した経営をなし崩しにすることが危惧される場所である。

よって、政府におかれては、早急に下記の事項について対策を講じられるよう強く要望するものである。

### 記

#### 1. 品目横断的経営安定対策の見直しについて

##### (1) 生産条件不利補正対策（ゲタ対策）について

- ① 過去生産面積（実績）に対する助成（緑ゲタ）：毎年の数量・品質に対する助成（黄ゲタ）の割合＝7：3を逆転すること
- ② ゲタ対策における過去の実績基準は直近3ヵ年実績スライド等移動方式に改めること
- ③ 黄ゲタ対策の品質・数量基準は、ランク間の格差を縮小すること  
なお、天候異変による不作・品質悪化等については、別途対策を講じること
- ④ 豊作の場合、アローワンス超過分について、黄ゲタ相当の交付金支払いに改善すること

##### (2) 収入減少影響緩和対策について

- ① 9割補填を改め、10割補填とすること
- ② 米に対するセーフティネットとしての最低所得（収入）補償制度（岩盤対策）を導入すること

##### (3) 規模拡大および対象者要件について

- ① 計画的規模拡大に基づき生産拡大したものに対する助成を行うこと
- ② 対象者要件については現在の規模にかかわらず、今後計画的規模拡大を志向する意欲ある担い手も対象とすること
- ③ 「まず法人ありき」の方針を改め、地域の実態に応じた担い手育成の指導を充実強化すること

##### (4) 担い手が理解できる申請内容への改善および各種申請書手続きの簡素化を図ること

##### (5) 平成22年度からの品目横断的経営安定対策に飼料作物および地域独自の特産物も含めること

##### (6) 中山間地域の要件緩和および直接支払い制度の充実を図ること

#### 2. 農地政策改革および米政策改革について

##### (1) 農地政策改革における政府機関等の「一般企業への農地解放（賃借：原則許可）の提案を撤廃させること

##### (2) 需給調整および担い手の育成の立場から、米生産調整不参加者に対し、助成金の支払い停止等、ペナルティを制度化すること

#### 3. 農地・水・環境保全向上対策について

##### (1) 平成20年度以降「農地・水・環境保全向上対策」について、「営農活動への支援」への新規取り組みを含め、十分な予算措置を講じること

##### (2) 当対策の認定要件および申請手続きの見直し（緩和）を図ること

上記、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成19年12月18日

福岡県古賀市議会議長

内閣総理大臣  
農林水産大臣

## 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える種々の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象にもなりかねない。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会では、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007（平成19）年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議が進められている。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く求めるものである。

### 記

#### 1. [過剰与信規制の具体化]

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと

#### 2. [不適正与信防止義務と既払金返還責任]

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること

#### 3. [割賦払い要件と政令指定商品制の廃止]

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること

#### 4. [登録制の導入]

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

福岡県古賀市議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣

## 高齢者の命と健康を守るため後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

昨年6月の通常国会において医療制度改革関連法案が可決成立し、75歳以上の後期高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が2008年4月から実施されることになりました。この制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営し、原則対象者全員から医療保険料を徴収し、また診療報酬体系でも74歳以下の高齢者と別立てとするなど、独立した医療制度となります。

しかし、この制度には、下記のとおり様々な問題点があり、75歳以上の高齢者の命と健康が心配されます。

- (1) 広域連合間で、保険料に格差を生じること。
- (2) 全く所得がなくても保険料が賦課され、現在扶養されている後期高齢者およびその配偶者からも保険料が徴収されること。
- (3) 年間18万円以上の年金があれば、保険料を天引きされること。
- (4) 保険料を納められない場合、受療権を阻害する資格証明書が発行されること。
- (5) 診療報酬に病気ごとの「包括払い制」が導入されようとしており、必要な医療が受けられなくなる恐れがあること。

つきましては、後期高齢者の命と健康を守り充実した医療制度を確保するため、次の事項について要請いたします。

### 記

1. 高齢者の保険料の負担軽減のために、国の財政負担割合を引き上げて下さい。
2. 国民年金受給者などの低所得者に対しては、保険料および窓口一部負担金の減免を行うなど十分な配慮を行い、資格証明書の発行は極力抑えるようにして下さい。
3. 広域連合の運営は後期高齢者の意見を十分に反映させ、透明性の確保につとめ、また、情報公開請求の際には速やかな公開を行って下さい。
4. 制度の実施については、事前に住民に周知徹底し、後期高齢者の声を聞いて下さい。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日

福岡県古賀市議会議長

厚生労働大臣

福岡県後期高齢者医療広域連合  
連合長